賃貸住宅の建設をご検討されている方へ
（事前相談を承っています）

住宅金融支援機構
首都圏業務第二部

■「長期固定金利」の機構融資で「安定」した賃貸経営を

住宅金融支援機構首都圏業務第二部では、事前相談を承っています。

「子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資ご相談シート」または「まちづくり融資（長期建設資金）ご相談シート」をダウンロードし、必要事項をご入力のうえ、電子メールにより送信してください。

「３５年固定金利」及び「１５年固定金利」（いずれも繰上返済制限制度の利用有り）で算定した「ご相談結果回答書」（融資額の目安）でご回答いたします。

「まだ機構融資を利用するか分からない」という段階でも構いません。ぜひご利用ください。

■ご注意事項

・建設場所が、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県及び長野県の物件に限ります。
・相談シートに加えて、案内図、配置図及び路線価図をお送りください。申込者名などの記載がある場合は、黒塗りするなどのご対応をお願いします。
・「ご相談結果回答書」の内容はあくまで目安です。申込後の融資額を保証するものではありません。
・保証機関を利用する場合、機構が承認している保証機関は次の２法人です。
詳しい保証内容につきましては、各保証機関の HP をご確認ください。
一般財団法人住宅改良開発公社　https://www.kairyoukousya.or.jp/guide/yushi/
一般財団法人首都圏不燃建築公社 https://www.funenkosya.or.jp/business/loan_guarantee/

●子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資
省エネ基準が「一次エネルギー消費量等級５以上」かつ「断熱等性能等級４以上」または「トップランナー基準」に適合している必要があります。

●まちづくり融資
地域要件、事業要件、建築物要件に適合している必要があります。
各要件は機構の HP に掲載されていますので機構への事前相談の前にご確認ください。
https://www.jhf.go.jp/kanri/machizukuri_tyoki/index.html#town03
建築概要（用途地域、地域地区、防火・準防火、法定容積率、計画容積率、適用条例等の記載が確認できるもの）を添付してください。
省エネ基準が「一次エネルギー消費量等級４以上」かつ「断熱等性能等級４以上」または「建築物エネルギー消費性能基準」に適合している必要があります。

2026.4